

国家公務員法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員法の一部改正

一定年前再任用短時間勤務職員の任用等

1 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に国家公務員法の規定により退職（臨時の職員等が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢六十年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に自衛隊法の規定により退職（臨時に任用された隊員等が退職する場合を除く。）をした者（以下「自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で定める官職（以下「指定職」という。）を除く。以下同じ。）に採用することができるものとすること。ただし、これらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第一項に規定する定年退職日をいう。以下同じ。）を経過し

た者であるときは、この限りでないものとすること。

2 1により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとすること。

3 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができないものとすること。

4 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができないものとすること。

5 定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十年以上退職者となつた日までの引き続く職員としての在職期間又は1によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に国家公務員法若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合等においても、懲

戒处分を行うことができるものとすること。

(第六十条の二及び第八十二条関係)

二 管理監督職勤務上限年齢による降任等

1 任命権者は、管理監督職（一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並びに指定職（その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより1を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。）をいう。以下同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（五の1から4までにより延長された期間を含む。以下1において同じ。）に、管理監督職以外の官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下これらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとすること。ただし、異動期間に、国家公務員法の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は七により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでないものとす

ること。

2 1の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とすること。ただし、次に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、次の年齢とすること。

イ 国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち人事院規則で定める管理監督職 年齢六十二年

ロ イに掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職 六十年を超えて六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

3 1による他の官職への降任又は転任（以下「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、人事院規則で定めるものとすること。

4 他の官職への降任等については、処分事由説明書の交付を要しないものとすること。

（第八十一条の二及び第八十九条関係）

三 管理監督職への任用の制限

任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあっては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができないものとすること。

（第八十一条の三関係）

四 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の適用除外

二及び三是、臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しないものとすること。

（第八十一条の四関係）

五 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

1 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超

えない期間内（当該期間内に第八十一条の六第一項に規定する定年退職日（以下「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。3において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとすること。

イ 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

ロ 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

2 任命権者は、1又は2により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理

監督職を占める職員について、1のイ及びロに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期

間内。4において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとすること。

ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないものとすること。

3 任命権者は、1により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下3及び4において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職が属する占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとすること。

4 任命権者は、1若しくは2により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について3の事由があると認めるとき（2により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は3若しくは4により異動期間（1から4までにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について3の事由が引き続きあると認めるとときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとすること。

5 1から4までに定めるもののほか、これらによる異動期間（これらにより延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、人事院規則で定めるものとすること。

（第八十一条の五関係）

六 定年による退職

1 職員の定年を年齢六十五年とすること。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超えて七十年を超

えない範囲内で人事院規則で定める年齢とすること。

(第八十一条の六関係)

- 2 1の定年は、令和五年四月一日から令和十三年四月一日までの間、段階的に引き上げるものとすること。

(附則第八条関係)

七 定年による退職の特例

五の1から4までにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、定年により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由等として人事院規則で定める事由があると認めるときであつて、かつ、五の1又は2により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができるものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないものとすること。

(第八十一条の七関係)

八 定年退職者等の再任用

定年退職者等の再任用に関する規定を削除するものとすること。

(改正前の第八十一条の四及び第八十一条の五関係)

九 任用、給与及び退職手当に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認

任命権者は、当分の間、職員（臨時の職員等を除く。以下九において同じ。）が年齢六十年等に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、人事院規則で定めるところにより、当該職員が年齢六十年等に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとすること。

(附則第九条関係)

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額

定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項に規定する勤

務時間で除して得た数を乗じて得た額とすること。

(第八条第十二項関係)

二 特定日以後の職員の俸給月額等

1 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が六十歳（次に掲げる職員にあつては、次の年齢）に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とすること。

イ 第一による改正前の国家公務員法（以下「旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員 六十三歳

ロ 旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員 六十歳を超えて六十四歳を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

(附則第八項関係)

2 1は、次に掲げる職員には適用しないものとすること。

イ 臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

ロ 旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定

める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員

ハ 第一の五の1又は2により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

ニ 第一の六の1ただし書の職員

亦 国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（定年退職日において1が適用されていた職員を除く。）

（附則第九項関係）

3 他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に1により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けっていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、1により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給すること。

（附則第十項関係）

4 3による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における3の適用については、「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とすること。

（附則第十一項関係）

5 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（1の適用を受ける職員に限り、3の職員を除く。）であつて、3による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、3及び4に準じて算出した額を俸給として支給する等、必要な規定を整備するものとすること。

（附則第十二項から第十六項まで関係）

第三 国家公務員退職手当法の一部改正

一 退職手当の基本額に係る特例

1 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（次に掲げる者にあつては、次の年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年

の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用するものとすること。

イ 次に掲げる者 六十三歳

(1) 旧国家公務員法第八十一条の二第二項第二号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員

(2) 檢事総長以外の検察官

(3) 第八による改正前の自衛隊法（以下「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下1及び3において同じ。）に相当する隊員として内閣官房令で定める隊員

ロ 次に掲げる者 六十歳を超える六十四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢

(1) 旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち、内閣官房令で定める職員

(2) 旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち、内閣官房令で定

める隊員

(附則第十二項関係)

2 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（1のイ及びロに掲げる者にあつては、1のイ及びロの年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用するものとすること。

(附則第十三項関係)

3 1及び2は、次に掲げる者が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しないものとすること。

イ 旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員及び同項第三号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち内閣官房令で定める職員

ロ 国家公務員法第八十一条の六第二項ただし書（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する職員

ハ 公正取引委員会の委員長及び委員

ニ 裁判官

ホ 檢事総長

ヘ 檢査官

ト 国会職員法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同法第一条に規定する国会職員

チ 旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として内閣官房令で定める
隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち内閣官房令で定める隊員

リ 自衛隊法第四十四条の六第二項ただし書に規定する隊員

ヌ 自衛隊法第四十五条第一項に規定する自衛官

ル 給与その他の処遇の状況がイからヌまでに掲げる職員に類する職員として内閣官房令で定める職

員
(附則第十四項関係)

二 特定日以後の俸給月額を受ける者に係る退職手当の基本額に係る特例

一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。

）、検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとすること。

（附則第十五項関係）

三 応募認定退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例

当分の間、応募認定退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、定年（一の1のイ及びロ並びに一の3のイからルまでに掲げる者以外の者にあっては六十歳、一の1のイ及びロに掲げる者にあっては一の1のイ及びロの年齢、一の3のイに掲げる職員及び一の3のチに掲げる隊員にあっては六十五歳、一の3のルに掲げる職員にあっては内閣官房令で定める年齢）と退職年齢との差の年数に応じた俸給月額の割増率とすること。

（附則第十六項関係）

第四 檢察庁法の一部改正

検察官の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げることとする等、所要の規定の整備を行うものとすること。

第五 檢察官の俸給等に関する法律の一部改正

検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日以後、その者を受けた号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額とする等、所要の規定の整備を行うものとすること。

第六 教育公務員特例法の一部改正

文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の管理監督職勤務上限年齢は、文部科学省令で定めるところにより任命権者が定めることとする等、所要の規定の整備を行うものとすること。

第七 警察法の一部改正

管理監督職勤務上限年齢に達している特定地方警務官について、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官として任命することとする等、所要の規定の整備を行うものとすること。

第八 自衛隊法の一部改正

自衛隊員（自衛官を除く。）の定年を段階的に年齢六十五年等に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務並びに管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任の制度を設ける等、所要の規定の整備を

行うものとすること。

第九 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

当分の間、事務官等の俸給月額は、その者が六十歳等に達した日後における最初の四月一日以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とする等、所要の規定の整備を行うものとすること。

第十 会計検査院法の一部改正

検査官の定年を六十五歳から七十歳に引き上げるとともに、検査官の任期を七年から五年とすること。

第十一 附則

一 施行期日

この法律は、令和五年四月一日から施行するものとすること。ただし、二及び四是公布の日から施行することとするほか、必要な施行期日を定めるものとすること。
(附則第一条関係)

二 実施のための準備等

1 第一による改正後の国家公務員法（以下「新国家公務員法」という。）の規定による職員の任用、

分限その他的人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとすること。

（附則第二条第一項関係）

2 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する職員（当該職員が占める官職に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である職員に限る。）に対し、第一の九の例により、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとすること。

（附則第二条第二項関係）

三 国家公務員法の一部改正に伴う経過措置

1 任命権者は、施行日前に旧国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者等のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年到達年度の末日」と

いう。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職（指定職を除く。以下1において同じ。）に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年に達している者等を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができるものとすること。

（附則第四条関係）

2 任命権者は、新国家公務員法第六十条の二第二項の規定にかかわらず、施行日前に旧国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者等のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にあらる者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年をいう。）に達している者等を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができるものとすること。

（附則第五条関係）

四 検討

- 1 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他的事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは第八による改正後の自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関連する制度又は第四による改正後の検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官の任用に関する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。
- 2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとすること。
- 3 政府は、2の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映する

ための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

（附則第十六条関係）

五 その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定め、関係法律の規定について整備するものとすること。

（附則第三条、附則第六条から第十五条まで、附則第十七条から第三十六条まで関係）